一般社団法人 相続診断協会

パートナー事務所募集要項

改定：2023年3月3日

JiDA™
Japan Inheritance Diagnosis Association

20230303

1. 相続診断協会のパートナー事務所とは

●相続診断士の活動する中で個別の税務計算や個別の遺言書作成など専門家が必要な時にお手伝いをしていただける
●相続診断士のミッションを理解して行動していただける事務所
●相続診断士を理解し資格者向けにセミナーをしていただける事務所

2. 相続診断協会のパートナー事務所になるには

●事務所に士業※の相続診断士が1名以上在籍してること（複数事務所の場合には各営業所に1名以上）※上級の取得が望ましいです
※士業（弁護士・司法書士・税理士・行政書士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・社会保険労務士）は試験免除制度あり
●相続実務経験５年以上ある事務所または上級相続診断士がいること

3. パートナー特典

●当協会のホームページに掲載
●相続診断士向けのニュースリリース
●相続診断士向けのセミナー主催
当協会から資格者へダイレクトメッセージを送付

2023 年 3 月 1 日現在

全国に290のパートナーが活動しています。

パートナー通信掲載サンプル

ホームページ掲載サンプル

JiDA™
Japan Inheritance Diagnosis Association

4. 相続診断協会パートナー事務所手続き方法

上級相続診断士・相続診断士をお持ちでない方

●上級相続診断士・相続診断士 資格試験後の場合

1.当協会ホームページよりCBT試験申込・合格・認定
2.パートナー事務所申込書・士業資格証コピー・ホームページ掲載用写真を送付（メール添付可）
3.書類受領後に契約手続き
4.当協会ホームページ掲載・相互バナーの掲載
5.合格認定証・認定証カード発送（合格日の翌々月1日認定）

●相続診断士 試験免除ご希望の場合

1.パートナー事務所申込書・士業資格証コピー・免除申請書・ホームページ掲載用写真を送付（メール添付可）
2.上記書類受領後に請求書発行（費用38,500円税込）。ご入金確認後に契約書・教材一式発送。
3.誓約書と契約書の返送。※両方受領確認が出来てから契約完了となります。
4.当協会ホームページ掲載・相互バナーの掲載
5.合格認定証・認定証カード発送（合格日の翌々月1日認定）

上級相続診断士・相続診断士をお持ちの方

1.パートナー事務所申込書・士業資格証コピー・顔写真を送付（メール添付可）
2.書類受領後に契約手続き
3.当協会ホームページ掲載・相互バナーの掲載

JiDA™
Japan Inheritance Diagnosis Association